

令和2年11月17日

日本高次脳機能障害友の会 理事長 片岡保憲

1. 効果的で切れ目のない専門的な支援体制の構築について

○就労能力や適性の評価の仕組みの創設や一人一人の就労に向けた支援計画（支援プラン）の共有化について、どう考えるか。

一人一人の就労に向けた支援計画の共有化は必要であると考えます。

高次脳機能障害は、症状や経過が多様（変化に要する期間、変化の程度）であり、一律の経過をたどらないために、時系列的な情報共有の必要性がある。

社会的行動障害は当事者本人が困る以上に周囲の家族・職場の仲間・支援者が困惑し疲弊することが多い¹⁾。そのため当事者の周囲の環境（関わる人も含む）の評価も必要であり、評価に関わる人も多数になることが想定される。適切な評価・支援の提供のためには関係者間での情報共有が必要である。

1)渡邊 修：高次脳機能障害のある方のご家族への「介護負担感」に関する実態調査 報告書 平成30年10月

○雇用・福祉施策の双方に係る知識等を身につけている専門支援人材の育成や確保について、どう考えるか。

雇用・福祉施策の双方に係る専門支援人材の育成のためには、新たに双方の施策についての講義や研修等の教育カリキュラムを作成することも考えられるが、学習する内容が膨大になることから、既存の人材と専門支援人材育成のカリキュラムを流用し、一方の施策の知識等を身につけている人材にもう一方の施策の知識等を身につけられる教育を行うことが効率的であると考えます。

例えば、高次脳機能障害の知識を有しているものとして高次脳機能障害支援普及事業に記されている支援コーディネーター（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、作業療法士、心理技術者等、高次脳機能障害者に対する専門的相談支援を行うのに適切な者）は、福祉施策においては、支援や地域の関係機関との調整を実施することができる。しかし、雇用施策においての知識を有しているとは言い難い。そこで独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が主催する就業支援実践研修（高次脳機能障害コース）を受講したものを雇用・福祉施策の双方に係る知識等を身につけている専門支援人材と位置づける等の検討を行う必要性があると考えます。

就業支援実践研修

<https://www.jeed.or.jp/disability/supporter/seminar/jissen.html>

2. 技術革新や環境変化を踏まえた多様な就労支援ニーズへの対応について、どう考えるか。

社会的行動障害は他者や社会とのかかわりの中で不適切な行動をとってしまう。社会的行動障害のある方の中には、単独では困らないが、他者とのかかわりに問題があるために就労が困難となっているケースが存在する²⁾。テレワークは可能であるが、職場に行くと対人トラブルにより就労できなくなる等の多様な就労支援ニーズに対応する必要があると考えますが、新しい課題であるため、ノウハウがない。

例えば、ホームページなどアクセスしやすい媒体での好事例の公開等により、ノウハウを学べる場をつくる等、当事者・支援者・雇用主・相談窓口等が参考にできる先駆的な好事例やノウハウを共有できる仕組みが必要であると考えます。また多様な就労支援ニーズの相談先としては、地域障害者職業センターや就業・生活支援センター、就労系福祉サービス事業所等が考えられることから、これらを対象に専門的な支援の実績のある者の講義等により、ノウハウの構築を促す工夫を検討する必要性があると考えます。

2)種村 純：社会的行動障害に対するリハビリテーションの体系とわが国の現状.高次脳機能研究 29 (1)： 34～39, 2009

3. その他雇用施策と福祉施策の連携強化に関する事項について

○障害者雇用施策の抱える課題について、どう考えるか。

高次脳機能障害者への就労（復職）支援として、雇用施策では地域障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等の利用、福祉施策では就労移行支援、就労継続支援を利用するケースが考えられる。高次脳機能障害の障害特性を考えた際に回復の過程は長期間を要する。障害者雇用施策における就労（復職）支援には利用可能な期間が定められており、その期間で高次脳機能障害者は就労能力を得ることが難しいケースが存在する。雇用施策において支援計画に障害特性を加味し、期間延長を含むプラン作成の検討が必要であると考えられる。

○障害者福祉施策（就労系障害福祉サービス）の抱える課題について、どう考えるか。

高次脳機能障害（特に社会的行動障害）が重度の方は他者とのトラブルが頻回に起こり、トラブルの予防や対応で支援者に大きな負担がかかる。生活場面でのトラブルが多くても支援者と繋がることを拒むケースもあり、生活場面のトラブルに就労系の支援者が対応するケースも存在し支援の負担となっている。就労継続支援 A 型 B 型では重度者支援体制加算が設けられているが、算定要件は障害者基礎年金 1 級受給者割合であるため、高次脳機能障害（特に社会的行動障害）では算定することが難しい。

高次脳機能障害（特に社会的行動障害）の重度の方を重度者として定量化できる新たな基準が必要であると考えられる。

○人材開発施策や教育などの関連分野との連携について、どう考えるか。

高次脳機能障害は「見えない障害」ともいわれ、本人に自覚がない場合があり、周囲から見ても障害に気づかないことがある。高次脳機能障害について周知されていないため、復職しても理解が得られず当事者が不利益を被ることがある。また、受傷転機も交通事故や窒息、感染症など、年齢を問わず受傷しうる障害である。

社会的行動障害支援においては、認知機能を確認することが重要といわれており、支援には専門的な視点も不可欠である³⁾。

若年の高次脳機能障害者が存在することから、人材開発施策や教育などの関連分野でも高次脳機能障害者の支援にかかわる頻度は少なくなく、高次脳機能障害の周知を進める必要性があり、その周知を進める人材の育成が必要であると考えられる。

3)社会的行動障害への対応と支援：平成 28-30 年度厚生労働科学研究班 高次脳機能障害者への社会的行動障害による社会参加困難への対応に関する研究班

○その他「中間取りまとめ」に記載のある内容など、雇用施策と福祉施策の連携強化に向けて検討が必要な事項について、どう考えるか。

高次脳機能障害は中途障害であり、発症後に復職するケースも稀ではない。復職支援の際に福祉施策（障害福祉サービス）においてサービスを利用する際には条件が付与される。高次脳機能障害の障害特性をより理解している障害福祉サービス（福祉施策）と雇用施策とが連携することで、より復職への支援が充実することが考えられる。

高次脳機能障害の支援においては認知機能面の評価が重要である。福祉施策の就労移行支援には福祉専門職配置加算に作業療法士が新設されたが、就労継続支援 A 型 B 型においても評価は重要性であるため、就労継続支援 A 型 B 型の福祉専門職配置加算に作業療法士も加え、評価が実施できる体制の整備をご検討いただきたい。